

1 処分年月日	令和2年3月19日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社矢作建物管理
(2) 主たる事務所の所在地	愛知県岡崎市大門5-22-9
(3) 代表者氏名	戸松 晃司
(4) 登録番号	国土交通大臣(4)第052067号
3 処分の内容 ○業務停止命令(60日間)	
(1)業務停止期間 令和2年4月2日から令和2年5月31日まで	
(2)停止を命ずる業務の範囲 全国におけるマンション管理業に係るすべての業務。 ただし、以下の行為を除く。 イ.業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新 ロ.業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務(イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約に基づくものを含む。) ハ.業務停止の開始日前に締結された停止条件付契約(一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。)が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務	
4 処分理由	
① 被処分者が管理を受託している複数の管理組合において、管理事務報告への事実と異なる記載を行った。 このことは、法第77条第1項及び法施行規則第88条の規定に違反する。	
② 被処分者が管理を受託している複数の管理組合において、会計の収入及び支出の状況に関する書面を交付しなかった。 このことは、法第76法及び法施行規則第87条第5項の規定に違反する。	

【業務改善措置】

有	無
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>